

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株)有我工業所	北海道空知郡上富良野町中町3-2-1

### 2. 指名停止措置期間

令和4年3月31日 から 令和4年7月30日 まで 4ヶ月

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件は、有資格業者である(株)有我工業所の代表取締役が、南富良野町が令和3年6月に発注した工事において、仲介役を通して南富良野町長から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年2月14日公契約関係競売妨害の疑いで逮捕され、令和4年3月7日贈賄の疑いで再逮捕されたことに基づくものである。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当する。

本件については、指名停止4ヵ月とする。

### 指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

森田 義人 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課建設専門官

徳永 崇 (内線2512)